

「函館市きれいな空気の施設」

に登録しませんか？



禁煙の施設や 事業所を応援!!



2020年4月1日、改正健康増進法と北海道受動喫煙防止条例がスタートしました。

これに伴い、市では受動喫煙防止対策をすすめるため、「きれいな空気の施設登録事業」を実施しています。屋内完全禁煙にしている施設を「きれいな空気の施設」として登録し、ステッカーの配布や市のホームページに施設名を掲載します。

対象となる施設は？

健康増進法で規定する第二種施設(飲食店等を除く)

施設区分	具体例
社会福祉施設	老人福祉施設, 障害者支援施設など
体育施設・娯楽施設	体育館, ボウリング場, スポーツクラブ, 野球場等のスポーツ施設, 映画館, 公園など
社会・文化施設	文化施設, 市(町)民会館, 公民館, 美術館など
小売業・サービス業等店舗	百貨店, スーパー, ドラッグストア, 理・美容室など

施設区分	具体例
公共交通機関等	駅, 道の駅, バスターミナル, 空港旅客ターミナルビル, 旅客船ターミナルなど
ホテル・旅館等	ホテル, 旅館, 民宿, ペンションなど
金融機関	銀行など
事務所・会社等	一般企業等の事務所, 一般企業等の工場など
官公庁等 (行政機関の庁舎を除く)	国・道・市立の施設など
公衆浴場・日帰り温泉	

事業の内容は？

◆ ステッカーの配布

◆ 施設名を市のホームページに掲載

<ステッカー見本>



登録できる条件は？

屋内完全禁煙 にしている施設

◆ 禁煙ステッカーを施設の出入口の見やすい所に掲示することにより、市民の方が迷わず安心して施設を利用できる！

◆ 屋内完全禁煙に積極的に取り組む施設であることについて社会的な評価が得られる！

こんなメリットが♪

登録の方法は？

「登録届出書」を提出いただければ現地調査にお伺いします

①「登録届出書」を提出してください

<提出先>
函館市保健福祉部健康増進課
(五稜郭町23-1 総合保健センター3階)

②健康増進課職員が現地調査に伺います
(必要に応じて)

③ステッカーを交付します

④施設名を市のホームページに掲載します
(希望施設のみ)